

八景中学校PTA 会則

第1章 名称及び事務所

(名称及び事務所)

第1条 三田市立八景中学校PTA（以下、「本会」という。）は、事務所を八景中学校に置く。

第2章 目的及び活動

(目的と活動)

第2条 本会は、家庭と学校が一体となって、生徒の望ましい成長と福祉の増進を図ることを目的とし、その達成のために次の活動を行う。

- 1) 家庭や地域における教育に関すること
- 2) 生徒の安全及び校外生徒指導に関すること
- 3) 会員相互の研修と親睦に関すること
- 4) 生徒の教育環境の整備に関すること
- 5) その他、目的を達成するために必要と認めること

第3章 会 員

(会員とは)

第3条 本校の生徒の保護者及び本校に勤務する教職員のうち、入会を希望する者（以下、「会員」という。）によって組織する。

(入会)

第4条 本会への入会は任意とし、入会届の提出をもって入会とする。また、退会の申し出がない限り卒業まで自動継続とする。

- 1) 入会届は、入学時に提出すること
- 2) 入学時には入会せず、途中入会を希望する場合、随時入会届を提出することができる。

(退会)

第5条 次の場合、退会となる。

- 1) 会員が退会届を提出したとき

会員が退会届を提出する場合、退会する日の少なくとも1か月以上前に、本会へ退会届を提出しなければならない。

- 2) 生徒が卒業や転校等により在校しなくなったとき
- 3) 会員として不適切と役員会が認めたとき
- 4) その他上記の項目に準ずるとき

第4章 役員及び委員の役割

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、それぞれの役割に当たる。役員の数については細則で定める。

- 1) 会 長：本会を代表し、会務を総括する
- 2) 書 記：議事及び活動の記録並びに会の運営に必要な事務に当たる
- 3) 会 計：会計事務に当たる
- 4) 監 査：会計の監査に当たる
- 5) 補 佐：会長、書記、会計などの補佐に当たる
- 6) 顧 問：会長の諮問に応じ、また意見を陳述する

(委員)

第7条 本会に次の委員を置き、それぞれの役割に当たる。委員の数については、細則で定める。

- 1) 広報委員：広報誌の発行等を行う
- 2) 愛護委員；安全活動等を推進する

(学校長)

第8条 学校長は、この会の運営に対して助言し、各会議に出席し意見を述べることができる。また、活動が学校に深い関心を持つ場合には、その調査に当たる。

(任期)

第9条 役員及び委員の任期は総会から次年度総会までの1年とし、再選を妨げない。ただし、退会した場合はその限りではない。

(兼務)

第10条 役員は、他の役員を兼ねることもできる。

第5章 役員及び委員の選出

(選出方法)

第11条 役員及び委員の選出は、次の通りとする。

- 1) 会長は、会員の中から立候補を募り、現役員会において選出した上で、総会において承認を得る。
- 2) 書記・会計・監査は、会員の中から立候補を募り、現役員会において選出した上で、総会において承認を得る。
- 3) 補佐は、会員の中から立候補を募り、現役員会において選出した上で、総会において承認を得る。
- 4) 顧問は、必要ある場合に会長が委嘱し、総会の承認を得る。
- 5) 委員は、会員の中から立候補を募り、現役員会において選出した上で、総会において承認を得る。

(立候補者がいない場合等)

第12条 立候補者がいない場合等には、会員による推薦によって選出することができる。立候補者及び推薦によっても役員又は委員が選出できない場合には、当該役員又は委員は欠員とする。

第6章 組織

(会議)

第13条 本会は、その活動を維持するために、次の会議を置く

1) 総会

会員によって構成し、本会最高の議決機関であって、年度初めに開く定期総会は役員を選出、事業計画、予算、事業報告、決算その他の重要な事項について審議決定する。臨時総会は会長又は全体委員会が必要と認めた時の他、会員の10分の1以上の要求がある時に開くことができる。総会は、会員の10分の1以上（委任状含む）の出席で成立する。

2) 役員会

役員によって構成し、本会事業の計画立案並びに運営について審議し、その執行を推進する。

3) 広報委員会

広報委員によって構成し、広報誌の企画・作成等を行う。

4) 愛護委員会

愛護委員によって構成し、安全活動等を企画し実行する。

5) 全体委員会

すべての役員及び委員によって構成し、本会の運営に関する重要な事項について審議する。

(議決方法)

第14条 各会議の審議は、出席者の過半数をもって可決する。出席者には、オンラインでの参加者も含めることができる。

第7章 会計

(経費)

第15条 経費は、会費及び会の事業収益その他をもって充てる

(会費)

第16条 会員は、所定の会費を納めるものとする。会費の額は、細則によって定める。

(会計年度)

第17条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第18条 会計監査は、定期年2回その他、必要に応じて行い、年度始めの総会において監査報告を行うものとする。

第8章 ボランティアスタッフ

(ボランティアスタッフとは)

第19条 ボランティアスタッフとは、本会の活動を補助するため、臨時的又は継続的に参加を希望する会員及び会員以外の保護者や教職員のことをいう。

第20条 ボランティアスタッフは、役員会又は各員会において必要と判断した場合にその都度募集をかけることができる。

第9章 付則

(禁止事項)

第21条 本会及び本会の役員・委員は、その名において、営利及び特定の団体事業、政党、宗教、思想、その他本会の目的以外のために利用し、利用されてはならない。

(細則)

第22条 本会の運営に関する必要な細則は、本会則に反しない限り、全体委員会の議決を経て定めることができる。

(会則に定めのない事項)

第23条 本会則に定めのない事項及び解釈上疑義を生じたときは、その都度全体委員会に諮り決定する。

(会則の改定)

第24条 本会則は、総会において、出席者の過半数の賛成があれば改正することができる。出席者には、オンラインでの参加者も含めることができる。

(個人情報の取扱い)

第25条 本会の個人情報の取り扱いについては、別に「三田市立八景中学校PTA個人情報取扱規則」を定める。

(改定履歴)

第26条 本会則は、昭和60年4月1日から施行する。

昭和62年 4月28日 一部改正

昭和63年 4月29日 一部改正

平成 2年 4月29日 一部改正

平成17年 5月 2日 一部改正

平成19年 5月 2日 一部改正

ただし、地区委員にかかわるものについては平成20年度選出時より適用する

平成24年 1月28日 一部改正

平成30年 4月27日 一部改正

令和 2年 4月24日 一部改正

令和 5年12月 8日 全面改訂（施行日：令和6年4月1日）

以上